

令和元年 9 月 13 日

新型インフルエンザ等におけるサーベイランスについて（案）

厚生科学審議会感染症部会
新型インフルエンザ対策に関する小委員会

1. 現在の方針について

- 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）
 - 国は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。
 - 国は、季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する疫学、臨床、基礎研究や検疫等の対策の有効性に関する研究を推進し、科学的知見の集積を図る。
- 「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（平成 25 年 6 月 26 日新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議決定）
 - 平時から行われている入院サーベイランス（全国 500 カ所の基幹定点医療機関においてインフルエンザによる入院患者数や重症化の状況を調査すること）を継続して実施し、季節性インフルエンザとの比較により、重症化のパターン（重症化しやすい年齢、重篤な症状の発生状況等）を把握する等により、治療に役立てる。

2. 現状と課題について

- インフルエンザによる入院患者の数及び臨床情報を捕捉することにより、インフルエンザによる入院患者の発生動向や重症化の傾向を把握することとして、「インフルエンザにかかる入院サーベイランス」（平成 23 年 7 月 29 日健感発 0729 第 3 号）が開始され、基幹定点医療機関において実施している。
- 平成 30 年度厚生労働科学研究費補助金 新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業「新型インフルエンザ等の感染症発生時のリスクマネジメントに資する感染症のリスク評価及び公衆衛生的対策の強化に関する研究」において、同サーベイランスでは院内感染を含む入院患者を届出することとしているため、院内感染症例を含まないインフルエンザが原因で入院した真の重症例を区別して把握することが望まれている。

3. 今後の方向性（案）について

- 季節性インフルエンザとの比較により、重症化のパターンを把握することが重要であるため、インフルエンザが原因で入院した真の重症例と院内感染症例が明確になるよう、入院サーベイランスの記載方法を見直す必要がある。

- 上記を踏まえて以下のように提案する。

提案 1. 「感染症発生動向調査（基幹定点）インフルエンザによる入院患者の報告」（医療機関からの報告様式）の記載方法を変更してはどうか。

インフルエンザが原因で入院した真の重症例と院内感染症例が明確に区別できるように、院内感染症例の場合は本調査票の備考欄に「院内感染」と記載することとしてはどうか。

提案 2. 感染症サーベイランスシステム（NESID）において、入力項目に院内感染の該当の有無を追加して、区別できるように入力してはどうか。

システム入力時には、従来の入力項目に院内感染の該当有無を追加入力することとして、季節性インフルエンザに関しては、今までどおり院内感染症例を含むデータを公表する。一方で、新型インフルエンザ発生時には、院内感染症例を含まないデータと新型インフルエンザデータを比較に使用することにより、より真の重症化のパターンを把握してはどうか。

上記を実施するにあたっての留意事項は、以下のとおり。

- インフルエンザ入院サーベイランスについては、毎年9月から翌年4～5月を目途（流行期）に毎週公表を行っているため、記載方法の変更内容及び時期については、公表結果に影響が生じないよう留意が必要。（2019/2020 シーズンの流行終了後に変更を予定）